

2026.8.27

県による所有者不明森林の裁定

8月20日にサポートセンター用務で訪問した中之条町に、所有者不明森林について、県による裁定のための現地確認に同行させていただきました。

森林経営管理にかかる意向調査の結果、経営管理権集積計画対象森林の一部に所有者不明森林があることが判明した場合、市町村の裁定申請手続きを受け県が必要かつ適当であるとして裁定を行うと、その所有者不明森林についても所有者不明のまま経営管理集積計画が認められる特例措置です。

経営管理集積計画作成で足かせとなってしまう所有者不明森林への対応策として、「裁定」手続きが普及するよう今後の市町村支援においても紹介していきたいと考えます。

